博士論文のインターネット公表に係る手続きについて

東京大学大学院医学系研究科
「博士論文のインターネット公表への対応ＷＧ」
平成 26 年１月８日

博士論文の公表については、これまで印刷物による公表とされていましたが、平成２５年３月１１日付けで文部科学省からの「学位規則の一部を改正する省令」が公布されたことにより、印刷物に代わりインターネット上での公表が義務付けられることになりました。この省令では「教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用に公表するものとする」とされているもので、平成２５年４月１日から施行されています。

ついては、学位申請者は以下の要領に従って手続きを進めてください。（別紙「博士論文のインターネット公表に係る手続きの流れ図」も参照）

Ｉ．学位論文最終版の「全文ＰＤＦ」を提出（全員必須）

審査結果報告用紙（合格）が主査から提出された後、最終手続き書類の一つとして全文のＰＤＦファイル（以下、全文ＰＤＦ）をご提出いただきます（別紙「今後の手続きについてー３．のⅣ」に記載）。この全文ＰＤＦは、東京大学学術機関リポジトリ（以下、ＵＴリポジトリ）へ掲載され、インターネット上において研究成果が広く公表されることになります。

ただし、「やむを得ない事由（６頁☆１参照）」として研究科が判断した場合に限り、博士論文を要約したＰＤＦファイル（以下、要約ＰＤＦ）に代えることが認められています。なお、この措置はあくまでもインターネット上に公表される論文に関して認められるものです。従って、全文ＰＤＦの提出は必須であり、国立国会図書館内における公表方法が製本であったものがＰＤＦに代わるのみで、これまでどおり全文が公開されることになります。

なお、手続きに当たっては、審査結果報告の時点において、博士論文の一部又は全部が学術誌等に既に掲載されているか否かで流れが異なりますので、以下Ⅱ～Ⅳを参照の上進めてください。また本人が意図せずに他の学術論文の一部をコピー＆ペーストしてしまうことがありますので、検出ソフトを用いて学位論文最終版にコピー＆ペーストがないかチェックすることを推奨します(検出ソフト iThenticate は医学系研究科の指導教員が利用可能)。

Ⅱ．学位論文の全部が学術誌等に掲載済み（投稿後の掲載承認段階含む）

※「一部未掲載」の場合にはⅢ．の手続きによります。

共著者（共同研究者）及び著作権者から、博士論文をインターネットに**全文公表**することについて承諾をとってください。承諾の取り方は記録が残る方法であればよいので、メール等で構いません。なお、次の点に注意していただき、下記 ii-①又は ii-②の書類等を提出してください。

注１）申請時の論文に修正を伴う場合で、かつ共著者（共同研究者）に関わるデータ等が関係する場合には、この点を含め当該者及び著作権者からの承諾を得るものとする。その際、別紙「東京大学学術機関リポジトリ(UT Repository)の紹介」及び「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」を当該者及び著作権者にお渡しください。

注２）著作権が出版社等へ譲渡されている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認のこと。許諾料は学位申請者の負担となる。著作権者からの許諾を得ることを怠り、その後巨額の引用許諾料が発生した場合も学位申請者の負担となるので注意のこと。

注３）修正等により申請時の論文から新たに第三者のデータ等を引用した場合の許可・不許可も確認する。

注４）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

ii-①　承諾の場合（本人承認、共著者（共同研究者）及び著作権者の承諾）

全文ＰＤＦを公表するため、次の書類各１部を提出してください。

１．「許諾書（本人自署及び指導教員自署）」

２．「博士論文インターネット公表に関する確認票」

⇒これにより、全文ＰＤＦがＵＴリポジトリからインターネット公表され、国立国会図書館では館内において公表されます。

ii-②　不承諾の場合

要約ＰＤＦの公表に当たる事由が適切か審議するため、次の書類各１部を提出してください。

１．「許諾書（本人自署及び指導教員自署）」

２．「博士論文インターネット公表に関する確認票」

３．「要約公表の申請書」

４．「やむを得ない事由を具体的に説明する資料」※書式は問いません。

５．「要約ＰＤＦ」※６頁☆２参照

６．「製本論文の利用に関する許諾書」※６頁☆３参照

７．「全文製本」※ハードカバー等で製本し耐久性があるもの。論文博士は２部。

※ただし、６．～７．は要約ＰＤＦによる公表が承認されなかった場合には、学位申請者に返却することになります。

↓

⇒ii-②が承認された場合には、要約ＰＤＦがＵＴリポジトリよりインターネット公表されます。また、全文ＰＤＦは国立国会図書館内のみで公表、全文製本は課程博士の場合は医学図書館内のみ、論文博士の場合は医学図書館内及び東大総合図書館内で公表されることになります。

なお、承認されなかった場合には、原則的にインターネットに全文ＰＤＦが公表されることになります。

Ⅲ．学位論文の全部又は一部が学術誌等に未掲載（投稿後の未承認段階含む）

共著者（共同研究者）から、博士論文をインターネットに**要約公表**することについて承諾をとってください。承諾の取り方は記録が残る方法であればよいので、メール等で構いません。なお、次の点に注意し、下記１．～７．の書類等を提出してください。

注１）申請時の論文に修正を伴う場合で、かつ共著者（共同研究者）に関わるデータ等が関係する場合には、この点を含め当該者及び著作権者からの承諾を得るものとする。その際、別紙「東京大学学術機関リポジトリ(UT Repository)の紹介」及び「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」を当該者及び著作権者にお渡しください。

注２）著作権が出版社等へ譲渡されている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認のこと。許諾料は学位申請者の負担となります。著作権者からの許諾を得ることを怠り、その後巨額の引用許諾料が発生した場合も学位申請者の負担となるので注意のこと。

注３）修正等により申請時の論文から新たに第三者のデータ等を引用した場合の許可・不許可も確認する。

注４）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

承諾後（本人の承認、共著者（共同研究者）の承諾)、要約ＰＤＦの公表に当たる事由が適切か確認するため、次の書類各１部を提出してください。

１．「許諾書（本人自署及び指導教員自署)」

２．「博士論文インターネット公表に関する確認票」

３．「要約公表の申請書」

４．「やむを得ない事由を具体的に説明する資料」

※書式は問いません。なお、事由が特許の場合には別途手続きが必要です。手続きの詳細は大学院係へ照会のこと。

５．「要約ＰＤＦ」※６頁☆２参照

６．「製本論文の利用に関する許諾書」※６頁☆３参照

７．「全文製本」※ハードカバー等で製本し耐久性があるもの。論文博士は２部。

※ただし、６．～７．は要約ＰＤＦによる公表が承認されなかった場合には、学位申請者に返却することになります。

↓

⇒承認された場合には、要約ＰＤＦがＵＴリポジトリよりインターネット公表されます。ただし、やむを得ない事由が⑧刊行予定のみの場合は、学位授与日から１年間の猶予として公表されます（なお、猶予の事由が解消次第、Ⅳ．の手続きを行う）。また、全文ＰＤＦは国立国会図書館内のみで公表、全文製本は課程博士の場合は医学図書館内のみ、論文博士の場合は医学図書館内及び東大総合図書館内で公表されることになります。ただし、⑨特許申請の事由を含む場合には、その事由が解消されるまでは非公開となります。（非公開期限の申告が必要）

なお、承認されなかった場合には、原則的にインターネットに全文ＰＤＦが公表されることになります。

↓

やむを得ない事由が⑧刊行予定（一部刊行済みで承諾を得ている場合含む）のみの場合は、以下、Ⅳ．及びⅤ．の手続きも必ず確認をしてください。

※⑧刊行予定以外の事由を含む場合には上記Ⅲ．の手続きで最終決定となり、Ⅳ及びⅤの手続きは不要になります。

Ⅳ．Ⅲの手続き後、学術誌等に掲載（投稿後の掲載承認段階含む）

学術誌等に掲載が承認された段階で、共著者（共同研究者）及び著作権者から博士論文をインターネットに**全文公表**することについて承諾をとってください。承諾の取り方は記録が残る方法であればよいので、メール等で構いません。なお、次の点に注意していただき、下記 iv-①又は iv-②の書類等を提出してください。

注１）著作権が出版社等へ譲渡されている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認のこと。許諾料は学位申請者の負担となります。著作権者からの許諾を得ることを怠り、その後巨額の引用許諾料が発生した場合も学位申請者の負担となるので注意のこと。

注２）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

iv-①　承諾の場合（本人承認、共著者（共同研究者）及び著作権者の承諾）

全文ＰＤＦを公表するため、次の書類各１部を提出してください。

１．「許諾書変更届（本人自署及び指導教員自署）」

２．「博士論文インターネット公表に関する確認票」

⇒これにより、全文ＰＤＦがＵＴリポジトリからインターネット公表され、国立国会図書館では館内において公表されます。

iv-②　不承諾の場合

要約ＰＤＦの公表に当たる事由が適切か審議するため、次の書類各１部を提出してください。

１．「許諾書（本人自署及び指導教員自署）」
２．「博士論文インターネット公表に関する確認票」
３．「要約公表の申請書」
４．「やむを得ない事由を具体的に説明する資料」※書式は問いません。

↓

⇒承認された場合には、要約ＰＤＦが猶予後も引き続きＵＴリポジトリからインターネット公表され、要約による公表が最終的に決定します。また、全文ＰＤＦは国立国会図書館内のみで公表、全文製本は課程博士の場合は医学図書館内のみ、論文博士の場合は医学図書館内及び東大総合図書館内で引き続き公表されることになります。

なお、承認されなかった場合には、原則的にインターネットに全文ＰＤＦが公表されることになります。

Ｖ．学位授与後１年以内に未刊行（未掲載）の場合

学位授与後から１年経過しても学術誌等へ掲載されず、未刊行のためⅣの手続きが出来なかった場合は、必ず次の手続きをとってください。

v-①　要約公表の延長申請の場合

延長申請をした場合は、要約公表の猶予期間（学位授与日から１年）をさらに１年延長することができます。延長申請書は猶予期間が切れる１ヶ月前から猶予期限までの間に大学院係に提出するものとします。以降も 1 年毎に延長申請は可能であり、最大で学位授与日から５年まで延ばすことができます。

なお、延長許可期間内において学術誌等に掲載が承認された場合には、速やかに「Ⅳ」の手続きを行うものとします。

v-②　延長申請がない場合

「学位授与日から１年後も未刊行でありながら延長申請がない場合」、「学位授与日から１年後に延長申請したものの、以降も未刊行でありながら１年毎の延長申請がない場合」には全文ＰＤＦが自動的にインターネット公開されます。また、「学位授与日から５年を経過した場合」にはこれ以上の延長申請は出来ませんので、同様に全文ＰＤＦが自動的にインターネット公開されることになります。

ただし、やむを得ない事由によっては、非公開とする場合があります。

☆１　東京大学で認める「やむを得ない事由」一覧

①博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む場合。
②博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない場合。
③博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない場合。
④被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある場合。
⑤博士論文の全部または一部がすでに学術誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑥博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑦博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑧博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である場合。
⑨特許申請のため、公表できない期間がある場合。
⑩その他、インターネットで公表できない特別な事由がある場合。

☆２　「要約ＰＤＦ」について

やむを得ない事由により、要約ＰＤＦによる公表とする場合であっても、本来は不都合な箇所を黒塗りあるいは削除をするなどをして、出来るだけ全文に近い形で公表することが求められています。ただし、今年度は移行措置として「論文の内容の要旨」をそのまま代用することといたします。提出にあたっては、ファイル名を「博士論文の要約」に変更して、「論文の内容の要旨」と同じ内容の pdf ファイルを別途作成してください。その際、１ページ目には表紙（全文ＰＤＦの表紙と同じものに「博士論文（要約)」と記載してください）を挿入してください。また、同じ１ページ目の表紙はプリントアウトをして紙媒体でも１部提出してください。

☆３　「製本論文の利用に関する許諾書」について

製本論文提出者のみ必要。課程博士は１枚、論文博士は２枚提出。（２枚提出の場合、１枚はコピーでも可）

この提出により、総合図書館と医学図書館で博士論文利用希望があった場合、同じ取扱いをします。

ただし、平成 25 年度の学位授与者に限っては、医学図書館においては全ページ複写の許諾がない場合は目次のみの複写となります。

博士論文のインターネット公表に係る手続きの流れ図

論文申請時点

共著者（共同研究者）から学位論文にすることについて承諾をとり、「同意承諾書」を提出

審査結果報告

Ⅰ　学位論文最終版の「全文PDF」を提出（全員必須）

※以下、Ⅱ又はⅢのいずれかへ進む

審査結果報告後から所定期日まで

Ⅱ　学位論文の全部が学術誌等に**掲載済み**（投稿後の掲載承認段階含む）

共著者（共同研究者）及び著作権者からインターネット全文公表することについて承諾（メール可）をとる。

注1）申請時の論文に修正を伴う場合で、かつ共著者（共同研究者）に関わるデータ等が関係する場合には、この点を含め当該者及び著作権者からの承諾を得るものとする。
注2）著作権が出版社等へ譲渡されいている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認する。
注3）修正等により申請時の論文から新たに第三者のデータ等を引用した場合の許可・不許可も確認する。
注4）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

ii-①　承諾の場合
（本人承認、共著者（共同研究者）及び著作権者の承諾）

「許諾書」（本人自署、指導教員自署）、
「博士論文インターネット公表に関する確認票」及び
→「全文PDF」のネット公表（東大リポジトリ）
→「全文PDF」の公表（国会図書館内のみ）

ii-②　不承諾の場合

「許諾書」（本人自署、指導教員自署）、
「博士論文インターネット公表に関する確認票」、
「要約公表の申請書」、「説明資料」、
「要約PDF」、「製本論文利用許諾書」及び
「全文製本」の提出

審査委員会で審議

やむを得ない事由①④⑩の場合
本人による事由が適切か？

やむを得ない事由②③⑤⑥⑦
共著者（共同研究者）又は著作権者等からの不承諾事由が適切か？

承認
→「要約PDF」のネット公表
（東大リポジトリ）
→「全文製本」の公表
（課程博士：医学図書館内のみ）
（論文博士：医学図書館内及び総合図書館内）
→「全文PDF」の公表
（国会図書館内のみ）

不承認
審査委員会の決定による
（原則的には全文PDFによる公開）

審査結果報告後から所定期日まで

Ⅲ　学位論文の全部又は一部が学術誌等に**未掲載**（投稿後の未承認段階含む）

共著者（共同研究者）からインターネット要約公表することについて承諾（メール可）をとる。

注1）申請時の論文に修正を伴う場合で、かつ共著者（共同研究者）に関わるデータ等が関係する場合には、この点を含め当該者からの承諾を得るものとする。
注2）著作権が出版社等へ譲渡されいている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認する。
注3）修正等により申請時の論文から新たに第三者のデータ等を引用した場合の許可・不許可も確認する。
注4）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

本人承認及び共著者の承諾

「許諾書」（本人自署、指導教員自署）、「博士論文インターネット公表に関する確認票」、「要約公表の申請書」、
「説明資料」、「要約PDF」、「製本論文利用許諾書」及び「全文製本」の提出
※事由が特許に係る場合には別途手続きが必要。手続きの詳細は大学院係へ照会のこと。

審査委員会で審議

やむを得ない事由⑧（①～⑦⑨⑩含む）
刊行予定の事由について確認

承認
→⑧以外の事由がある場合は最終決定
→「要約PDF」のネット公表（東大リポジトリ）※⑧のみの事由の場合、学位授与日から1年間猶予
→「全文製本」の公表（課程博士：医学図書館内のみ）
（論文博士：医学図書館内及び総合図書館内）
→「全文PDF」の公表（国会図書館内のみ）
ただし、⑨の事由を含む場合はその事由が解消するまでは非公開

不承認
審査委員会の決定による
（原則的には全文PDFによる公開）

学位授与後1年以内

Ⅳ　Ⅲの手続き後、学術誌等に掲載（投稿後の掲載承認段階含む）

共著者（共同研究者）及び著作権者からインターネット全文公表することについて承諾（メール可）をとる。

注1）著作権が出版社等へ譲渡されいている場合、二重投稿に該当するか、許諾料の有無についても確認する。
注2）共著者（共同研究者）が故人である場合には親族からの承諾が必要となる。

iv-①　承諾の場合
（本人承認、共著者（共同研究者）及び著作権者の承諾）

「許諾書変更届」（本人自署及び指導教員自署）及び
「博士論文インターネット公表に関する確認票」の提出
→「全文PDF」のネット公表（東大リポジトリ）
→「全文PDF」の公表（国会図書館内のみ）

iv-②　不承諾の場合

「許諾書」（本人自署、指導教員自署）、
「博士論文インターネット公表に関する確認票」、
「要約公表の申請書」及び「説明資料」の提出

審査委員会で審議

各やむを得ない事由
各事由が適切か？

承認
→「要約PDF」のネット公表
（東大リポジトリ）
※引き続き要約公表（最終決定）

不承認
審査委員会の決定による
（原則的には全文PDFによる公開）

Ⅴ　学位授与後1年以内に未刊行（未掲載）の場合

v-①　要約公表の延長申請の場合

「延長申請書」の提出
→要約公表を1年延期
（1年毎に更新で最大5年まで）

以降、延長申請が出ない場合 → 「全文PDF」を自動的にネット公表（東大リポジトリ）
※ただし、やむを得ない事由によっては非公開とする場合がある。

5年経過 → 「全文PDF」を自動的にネット公表（東大リポジトリ）
※ただし、やむを得ない事由によっては非公開とする場合がある。

v-②　延長申請がない場合

→ 「全文PDF」を自動的にネット公表（東大リポジトリ）
※ただし、やむを得ない事由によっては非公開とする場合がある。

※延長許可期間内において学術誌等に掲載が承認された場合には、速やかに「Ⅳ」の手続きを行うものとする。

やむを得ない事由
①博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む場合。
②博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない場合。
③博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない場合。
④被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある場合。
⑤博士論文の全部または一部がすでに学術誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑥博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑦博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合。
⑧博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である場合。
⑨特許申請のため、公表できない期間がある場合。
⑩その他、インターネットで公表できない特別な事由がある場合。